

株 主 各 位

愛知県名古屋市中東区上社一丁目1802番地
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役社長 白 川 篤 典

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第37期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.village-v.co.jp/files/37sokai.pdf>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2769/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィレッジヴァンガードコーポレーション」または「コード」に当社証券コード「2769」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年 8 月27日（水曜日）午後 7 時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前11時
2. 場 所 名古屋市千種区覚王山通8-18
ホテル ルブラ王山 2階 金鯱

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第37期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 会計監査人選任の件
第2号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・事業報告「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、当該書面の項番は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 2024年6月1日)
(至 2025年5月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年6月1日～2025年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いており、景気は緩やかに回復することが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、継続的な物価上昇が個人消費に及ぼす影響に留意する必要があります、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下での事業活動の結果、当連結会計年度の売上高につきましては、24,962百万円と前連結会計年度と比べ163百万円の増収（0.7%増）となりました。売上総利益につきましては、9,362百万円と前連結会計年度と比べ317百万円の減益（3.3%減）となりました。また販売費及び一般管理費の削減に取り組んでまいりましたが、営業損失は935百万円と前連結会計年度と比べ20百万円の減益、経常損失は995百万円と前連結会計年度と比べ60百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純損失は4,247百万円と前連結会計年度と比べ3,103百万円の減益となりました。

店舗出店につきましては、直営店2店舗を出店し、直営店16店舗、FC店1店舗を閉鎖したことにより、直営店290店舗（前期末より14店舗減）、FC店3店舗（前期末より1店舗減）の合計293店舗となりました。

当社グループは、店舗・POPUP・オンラインの3つの事業を柱として、スタッフ一人一人の個性を融合し、お客様の知的好奇心に寄り添うヴィレッジヴァンガードらしい売場や企画の展開を通じて企業価値の向上に取り組んで参りました。ヴィレッジヴァンガードはこれからも新しいものに挑戦し、皆様のご期待に応えてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額163百万円です。その主な内容といたしましては、ショッピングモールへの出店費用及びシステムの改修に関するものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、総額2,610百万円です。調達の内容は、銀行借入による調達2,610百万円となっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第34期 (2022年5月期)	第35期 (2023年5月期)	第36期 (2024年5月期)	第37期 (2025年5月期)
売上高(百万円)	26,758	25,282	24,799	24,962
営業利益又は営業損失(△)(百万円)	351	146	△915	△935
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	420	151	△934	△995
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	5	23	△1,144	△4,247
1株当たり当期純損失(△)(円)	△14.57	△12.26	△161.24	△556.98
総資産(百万円)	24,608	23,514	22,913	17,399
純資産(百万円)	7,620	7,496	6,222	1,872

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第34期 (2022年5月期)	第35期 (2023年5月期)	第36期 (2024年5月期)	第37期 (2025年5月期)
売上高(百万円)	19,927	18,842	19,026	19,334
営業利益又は営業損失(△)(百万円)	143	82	△74	△170
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	198	72	△99	△210
当期純損失(△)(百万円)	△1,331	23	△1,149	△4,245
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△184.93	△12.32	△161.79	△556.71
総資産(百万円)	24,008	22,919	24,367	19,682
純資産(百万円)	7,766	7,656	6,398	2,034

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社は下記のとおりです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヴィレッジヴァンガード	100百万円	100.0%	書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）、アパレル商品の販売

(注) 上記以外に連結子会社が2社ありますが、事業に及ぼす影響度が僅少であり、かつ全体としても重要性がないため、記載を省略しております。

(8) 対処すべき課題

雇用・所得環境の改善が続いており、景気は緩やかに回復することが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、継続的な物価上昇が個人消費に及ぼす影響に留意する必要があります。依然として先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

当社グループは、以下の3つの事業目標を柱として、スタッフ一人一人の個性を融合し、お客様の知的好奇心に寄り添うヴィレッジヴァンガードらしい売り場や企画の展開を通じて企業価値の向上に取り組んでまいります。

- ①店舗事業の強化及び収益拡大
- ②POPUP事業の強化及び収益拡大
- ③オンライン事業の強化及び収益拡大

また、各事業の売上構成比を変化させることにより、高収益体制を目指してまいります。

(9) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社グループは、お客様にお買い物を楽しんでいただくため、独創的なワン・アンド・オンリーの空間の創造を目指しております。

当社グループが展開する事業の業態区分と業態内容及び取扱商品は以下のとおりであります。

業態区分	業態内容及び取扱商品
店舗業態	書籍・SPICE（雑貨類）及びニューメディア（CD・DVD類）、アパレル等の商材を融合し「ヴィレージヴァンガード」、「new style」、「Vintage Vanguard」等を運営
POPUP業態	期間限定店舗でオリジナルコラボ商品等の販売や、参加型のイベントやワークショップ等を展開
オンライン業態	SPICE・ニューメディアを中心にクリエイター様やアーティスト様とのコラボ商品等、オリジナル性の高い商品を展開

(10) 主要な営業所（2025年 5 月31日現在）

①当社

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

- 1. 本社 愛知県名古屋市中東区上社一丁目1802番地
- 2. 横浜事務所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 2 番 3 号

②子会社

株式会社ヴィレッジヴァンガード

- 1. 本社 愛知県名古屋市中東区上社一丁目1802番地
- 2. 横浜事務所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 2 番 3 号
- 3. 店舗
地域別店舗

(単位：店舗)

地 域	直営店舗数	F C 店 舗 数	合 計
北 海 道	13	0	13
東 北	20	0	20
関 東 ・ 甲 信 越	61	0	61
北 陸 ・ 中 部	60	3	63
関 西	46	0	46
中 国 ・ 四 国	38	0	38
九 州 ・ 沖 縄	52	0	52
合 計	290	3	293

(注) 本社は2024年10月19日に上記に移転いたしました。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,693
株式会社三菱UFJ銀行	1,693
株式会社みずほ銀行	1,424
株式会社商工組合中央金庫	1,184

百万円

(12) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
356名	△48名

(注) 従業員数には、契約社員・パート・アルバイトは除き、グループ外から当社グループへの出向者は含んでおります。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	49名	△14名	44.0歳	13.4年
女性	33名	△8名	37.7歳	7.2年
合計又は平均	82名	△22名	41.5歳	10.9年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者及び契約社員・パート・アルバイトは除き、社外から当社への出向者は含んでおります。

2. 上記のほか、パート・アルバイトは、17名であります。

3. 平均勤続年数は正社員登用日を起算日としております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度と当連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより、金融機関と締結した金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに影響が生じ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

しかしながら、事業面においては、当社グループにおける収益力向上のための施策を実施することにより収益を確保していくとともに、

人員配置等の見直しや業務効率化等による本社コスト削減に注力し、早期に経常利益を計上し、当該重要事象等が解消されるよう取組んでまいります。

また、財務制限条項に抵触しましたが、借入先の金融機関に期限の利益喪失に関わる事項を適用することなく、当該契約を継続するように申し入れており、当面の資金状況は安定的に推移する見通しであります。

以上の事から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

Ⅱ．株式に関する事項（2025年5月31日現在）

（１）発行可能株式総数	普通株式	19,800,000株
	A種優先株式	1,500株
（２）発行済株式総数	普通株式	7,861,700株
	A種優先株式	1,500株
（３）株主数	普通株式	48,624名
	A種優先株式	1名
（４）大株主		

株 主 名	持 株 数			持 株 比 率
	普 通 株 式	A種優先 株 式	合 計	
菊 地 敬 一	1,699,000株	—株	1,699,000株	21.66%
菊 地 真 紀 子	432,000株	—株	432,000株	5.51%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 有 限 公 司	113,600株	—株	113,600株	1.45%
株 式 有 限 公 司 ハ マ キ ョ ウ レ ッ ク ス	90,000株	—株	90,000株	1.15%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	51,998株	—株	51,998株	0.66%
V V 従 業 員 持 株 会 社	35,824株	—株	35,824株	0.46%
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 有 限 公 司	34,300株	—株	34,300株	0.44%
株 式 有 限 公 司 百 五 銀 行	20,000株	—株	20,000株	0.25%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	16,239株	—株	16,239株	0.21%
V V 役 員 持 株 会 社	14,300株	—株	14,300株	0.18%

（注）持株比率は自己株式（19,901株）を控除して計算しております。

（５）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2025年5月31日現在)

①2014年1月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
186個 (注) 1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 18,600株 (注) 1、2
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 37,500円
(1株当たり 375円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 125,700円 (注) 3
(1株当たり 1,257円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
2015年9月1日から2025年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、下記 i から iv に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
 - i. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が435億円を超過すること。
 - ii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が435億円を超過すること。
 - iii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が1億円を超過すること。
 - iv. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期、2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で3億円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

 2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	10,000株	2人
社外取締役	8個	800株	2人

（注）1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

②2015年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
148個（注）1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 14,800株（注）1、2
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 37,500円
（1株当たり 375円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 136,800円（注）3
（1株当たり 1,368円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
2016年9月1日から2026年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、下記 i から iv に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
 - i. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が462億円を超過すること。
 - ii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が462億円を超過すること。
 - iii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が8億円を超過すること。
 - iv. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期、2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で10億円を超過すること。
 2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。
 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	52個	5,200株	2人
社外取締役	4個	400株	2人

（注）1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③2016年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
132個（注）1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 13,200株（注）1、2
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 17,000円
（1株当たり 170円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 151,400円（注）3
（1株当たり 1,514円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年9月1日から2027年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、下記 i から iv に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
 - i. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結キャッシュ・フロー計算書において営業キャッシュ・フローが16.97億円を超過すること。
 - ii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2017年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結キャッシュ・フロー計算書において営業キャッシュ・フローが8.94億円を超過すること。
 - iii. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が2.45億円を超過すること。
 - iv. 当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期、2017年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で10.61億円を超過すること。
 - なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	25個	2,500株	2人
社外取締役	3個	300株	3人

（注）1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2025年5月31日）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	菊 地 敬 一	
代 表 取 締 役 社 長	白 川 篤 典	エステールホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ヘッドウォータース 社外取締役（監査等委員） 株式会社買取王国 社外取締役（監査等委員）
常 務 取 締 役	佐々木 敏 夫	
取 締 役	加 藤 祐 貴	
社 外 取 締 役	立 岡 登 興 次	株式会社学びエイド 社外取締役
社 外 取 締 役	丸 山 雅 史	エステールホールディングス株式会社 代表取締役社長 As-meエステール株式会社 代表取締役社長 株式会社賛光 代表取締役社長
社 外 取 締 役	齋 藤 理 英	齋藤総合法律事務所 代表弁護士 エステールホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	須 原 伸 太 郎	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外監査役 株式会社ファイントゥデイホールディングス 取締役CFO 株式会社ファイントゥデイインダストリーズ 取締役 株式会社ファイントゥデイ 取締役副社長執行役員CFO
社 外 取 締 役	畠 山 奨 二	ALH株式会社 代表取締役社長
監 査 役 （ 常 勤 ）	大 澤 弘 久	

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
社外監査役（非常勤）	坂 口 真 一	セイハネットワーク株式会社 常務取締役 株式会社神田外語文庫 代表取締役
社外監査役（非常勤）	春 馬 学	and LEGAL弁護士法人 代表弁護士 株式会社ネクステージ 社外監査役 コプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、社外取締役立岡登興次氏、社外取締役齋藤理英氏及び社外取締役須原伸太郎氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所届け出ております。
2. 常務取締役佐々木敏夫は2025年5月31日付で辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等についての決定方針を決議いたしました。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬の構成について

取締役の報酬については、株主総会で決議された取締役報酬の総額範囲内で、月例固定報酬としての基本報酬、役員退職慰労金、及び譲渡制限付株式の付与で構成するものとする。

2. 基本報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針について

個人別報酬等の額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を一任するものとし、代表取締役社長は、取締役各人毎の役位、職責、貢献度、及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとする。支給額の決定に当たっては、公平性を確保し客観性を高める目的で設置する報酬諮問委員会（代表取締役社長及び独立社外取締役2名をメンバーとする）による答申内容を尊重するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針について

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的に、取締役会の決議によって非金銭報酬等として譲渡制限付株式を付与し、付与数は役位に応じて決定するものとする。

4. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針について

取締役の報酬については、業績に連動する金銭報酬を支給しないものとする。

5. 基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針について

非金銭報酬である譲渡制限付株式の付与は、その都度、取締役会において決議されるものとし、概ね基本報酬の2割を下回るものとする。

6. 役員退職慰労金の決定に関する方針について

役員退職慰労金は、職務執行の対価として役員退任時に、株主総会決議のもと取締役会に一任された代表取締役社長が、役員退職慰労金規程の定めに従い支給額を決定の上、支給するものとする。支給額の決定にあたっては、報酬諮問委員会による答申内容を尊重するものとする。

7. 報酬等を与える時期または条件の決定方針について

金銭報酬である基本報酬（固定報酬）は月例の支給とし、非金銭報酬の譲渡制限付株式の付与は年2回までとし、役員退職慰労金は役員退任時に支給するものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬額	非金銭報酬等	退職慰労金 引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	142,107千円 (19,118千円)	126,206千円 (18,840千円)	2,587千円 (278千円)	13,314千円 (—)	9名 (5)
監査役 (うち社外監査役)	14,544千円 (7,200千円)	13,800千円 (7,200千円)	49千円 (—)	695千円 (—)	3名 (2)
合計	156,651千円	140,006千円	2,636千円	14,009千円	12名

(注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度に対応する役員退職慰労引当金に相当する額及び当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。

2. 報酬限度額は次のとおりであります。

取締役：年額300百万円（1999年8月31日開催の定時株主総会の決議）

監査役：年額100百万円（1999年8月31日開催の定時株主総会の決議）

当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は1名です。また、2018年8月29日開催の第30期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）です。

更に、2020年8月27日開催の第32期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額15百万円以内（うち社外監査役分は年額5百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

3. 基本報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長白川篤典にその具体的内容の決定を一任しております。一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役各人毎の役位、職責、貢献度、及び在任年数等に応じて支給額を決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、一任された内容の決定にあたっては、公平性を確保し客観性を高める目的で設置する報酬諮問委員会による答申内容を尊重しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、上記プロセスのとおり決定されており、取締役会は、当事業年度における取締役の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しています。

(5) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	立 岡 登與次	当期開催の取締役会17回の全てに出席しております。また当社とは異なる事業分野での企業経営の経験から様々な場面で適宜発言を行っております。
取 締 役	丸 山 雅 史	当期開催の取締役会17回中16回に出席しております。また当社とは異なる事業分野での企業経営の経験から様々な場面で適宜発言を行っております。
取 締 役	齋 藤 理 英	当期開催の取締役会17回の全てに出席しております。また主に弁護士としての専門的見地から様々な場面で適宜発言を行っております。
取 締 役	須 原 伸太郎	当期開催の取締役会17回の全てに出席しております。また主に企業経営の経験と公認会計士としての専門的見地から様々な場面で適宜発言を行っております。
取 締 役	畠 山 奨 二	当期開催の取締役会17回の全てに出席しております。また主に企業経営の経験とITに関する専門的見地から様々な場面で適宜発言を行っております。
監 査 役	坂 口 真 一	当期開催の取締役会17回中16回に出席し、また当期開催の監査役会9回中8回に出席し、当社とは異なる事業分野での取締役の経験から適宜発言を行っております。
監 査 役	春 馬 学	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また当期開催の監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から様々な場面で適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役立岡登與次氏は株式会社学びエイドの社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
2. 取締役丸山雅史氏はエステールホールディングス株式会社の代表取締役社長、As-meエステール株式会社の代表取締役社長及び株式会社賛光の代表取締役社長であります。
当社とエステールホールディングス株式会社の間には、商品仕入れ及び配送において取引がございます。
当社とAs-meエステール株式会社及び株式会社賛光の間には特別な関係はございません。
3. 取締役齋藤理英氏は齋藤綜合法律事務所の代表弁護士及びエステールホールディングス株式会社の社外取締役であります。

当社とエステールホールディングス株式会社の間には、商品仕入れ及び配送において取引がございます。

当社と齋藤綜合法律事務所との間には特別な関係はございません。

4. 取締役須原伸太郎氏は株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの社外監査役、株式会社ファイントゥデイホールディングスの取締役CFO、株式会社ファイントゥデイインダストリーズの取締役及び株式会社ファイントゥデイ取締役副社長執行役員CFOであります。

当社と各兼職先との間には特別な関係はございません。

5. 取締役畠山奨二氏はALH株式会社の代表取締役社長であります。

当社と兼職先との間には社内情報システム作業において取引がございます。

6. 監査役坂口真一氏はセイハネットワーク株式会社の常務取締役、及び株式会社神田外語文庫の代表取締役であります。

当社と各兼職先との間には特別な関係はございません。

7. 監査役春馬学氏はand LEGAL弁護士法人の代表弁護士、株式会社ネクステージの社外監査役、及びコプロ・ホールディングス株式会社の社外監査役であります。

当社と各兼職先との間には特別な関係はございません。

V. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任中部総合監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました爽監査法人は、
2024年9月13日付で退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る
報酬等の額

29百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画及び、報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、有限責任中部総合監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス担当役員を指名し、当該役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置する。
2. コンプライアンスに関する規程を制定し、周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
3. 通報者の保護を徹底した、通報・相談窓口の設置、体制の整備に努める。
4. 内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
5. 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と密接に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
2. 情報処理システム管理規程及びインサイダー取引管理規程等を制定し、適切な情報管理体制を確立・維持する。
3. 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理に関する規程を制定し、代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置して定期的にリスク管理体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行うとともに、新たなリスクの発生の有無を監視する。
2. リスク対応に関するマニュアル等を作成し、リスクが現実化した際に適切な対応を行うための体制を整備する。
3. 会社として把握しているリスクに関しては、法令ならびに証券取引所の規則等に従い、適切な開示を行う。

4. リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役に定期的に報告する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。
 2. 業務分掌規程及び職務権限規程に基づく職務権限の分担により、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
 3. 取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を業務担当取締役が定め、業務担当取締役は取締役会において業績を報告する。
- ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社は、当社グループの業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に関する重要事項については適時に報告される体制を構築するとともに、必要に応じて関係資料等の提出、月一回開催する取締役会へ担当役員が参加することを求めるなど、関係会社に対する統制を行い、その業務の適正を確保する体制の整備に努める。
 2. 当社関係会社においては、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法制等の遵守ならびに資産の保全を目的とする規程を定め、運用・評価し、定期的に当社へ報告する体制の整備に努める。
- ⑥財務報告の適正性を確保するための体制
 1. 経理関連の規程を整備し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
 2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適切かつ適時に財務報告を行う。
 3. 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要に応じて当該使用人の配置を求めた場合には、取締役と監査役が協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を決定する。
- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人について、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

2. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び人事事項については社内規程に明記する。
- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 1. 取締役及び使用人は定例的に経営状況、業務遂行状況、財務の状況、四半期の状況、リスク管理・コンプライアンス体制の状況などを監査役に報告する。
 2. 監査役は、会計監査人が実施する四半期決算報告会への出席及び四半期レビュー時の立会などにより報告を受ける。
- ⑩当社グループの役職員又はこれらのものから報告を受けたものが、当社の監査役に報告するための体制
 1. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。
 2. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して適切な方法により報告を行う。
 3. 当社の内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、リスク管理・コンプライアンス等の状況を報告する。
 4. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ⑪監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、「内部通報制度運用規程」に準じて当該報告者を保護する。
 2. 当社グループの役職員が当社監査役に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知することができる。
- ⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 2. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
2. 監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、内部監査部門及び当社グループの監査役等とも密接に連携する。
3. 監査役は、必要な場合における専門家の意見を聴取するためのルートを確保する。
4. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席する。また、稟議書及びその他業務執行に関する重要書類については、監査役の閲覧に供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ①コンプライアンス管理規程に基づきコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守状況の確認ならびに法令遵守をより強化するための対策の検討を行いました。
- ②リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を開催し、リスク事象の把握、見直しとリスクの発生頻度、重要度及びそれに対する対策度の確認を実施しました。
- ③財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセス及び在庫管理プロセスの検討を実施しました。
- ④法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報に係る社内規程に規定するヘルプホットラインについて、従業員の入社時に連絡先カードの配布、社内グループウェアへの情報掲示、社内ポスターの張出しをすることによって周知徹底を図っております。通報・相談に対しては、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

(注) 本事業報告中における記載金額等は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,261	流 動 負 債	7,796
現 金 及 び 預 金	2,086	買 掛 金	2,709
売 掛 金	1,721	短 期 借 入 金	375
商 品	11,335	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	62
そ の 他	121	1 年 内 返 済 予 定 の	2,751
貸 倒 引 当 金	△4	長 期 借 入 金	326
		未 払 金	130
		契 約 負 債	71
		未 払 法 人 税 等	279
		未 払 消 費 税 等	28
		株 主 優 待 引 当 金	33
		賞 与 引 当 金	477
		資 産 除 去 債 務	551
		そ の 他	
固 定 資 産	2,137	固 定 負 債	7,729
有形固定資産	655	社 債	144
建 物 及 び 構 築 物	600	長 期 借 入 金	6,181
そ の 他	55	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	450
無形固定資産	175	退 職 給 付 に 係 る 負 債	124
ソ フ ト ウ ェ ア	140	資 産 除 去 債 務	807
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	34	そ の 他	21
そ の 他	1	負 債 合 計	15,526
投資その他の資産	1,306	[純 資 産 の 部]	
長 期 前 払 費 用	25	株 主 資 本	1,889
差 入 保 証 金	1,274	資 本 金	2,330
そ の 他	6	資 本 剰 余 金	3,807
		利 益 剰 余 金	△4,249
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	△28
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△33
		新 株 予 約 権	12
		純 資 産 合 計	1,872
資 産 合 計	17,399	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,399

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2024年6月1日)
(至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,962
売 上 原 価		15,599
売 上 総 利 益		9,362
販売費及び一般管理費		10,298
営 業 損 失		△935
営 業 外 収 益		
仕 入 割 引	27	
業 務 受 託 料	68	
違 約 金 収 入	43	
そ の 他	58	197
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	180	
営 業 外 支 払 手 数 料	44	
そ の 他	32	257
経 常 損 失		△995
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
棚 卸 資 産 評 価 損	2,472	
固 定 資 産 除 却 損	35	
減 損 損 失	674	
そ の 他	24	3,206
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△4,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53	
法 人 税 等 調 整 額	△3	49
当 期 純 損 失		△4,247
親会社株主に帰属する当期純損失		△4,247

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年6月1日)
(至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,330	3,807	118	△0	6,257
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△120		△120
親会社株主に帰属する 当期純損失			△4,247		△4,247
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△4,367	—	△4,367
当 期 末 残 高	2,330	3,807	△4,249	△0	1,889

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△1	△49	△50	15	6,222
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△120
親会社株主に帰属する 当期純損失					△4,247
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5	16	21	△3	18
当 期 変 動 額 合 計	5	16	21	△3	△4,349
当 期 末 残 高	4	△33	△28	12	1,872

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社ヴィレッジヴァンガード
TITICACA HONGKONG LIMITED
比利緹卡（上海）商貿有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、比利緹卡（上海）商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品 主として売価還元法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～20年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

ハ．長期前払費用
定額法

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ．株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用していましたが、2017年7月31日をもって廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付に係る負債」として計上しております。

なお、連結子会社は退職給付制度を採用しておりません。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主に書籍・SPICE（雑貨類）及びニューメディア（CD・DVD類）、アパレル等の商品を主としてショッピングセンターなどの商業施設や路面店舗を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡し の時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断してい

るため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、消化仕入や他社ポイントの付与など、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額又は他社ポイント相当額等を控除した純額で収益を認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

ハ. ヘッジ方針

取締役会において決定したリスク対応方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

- ⑨ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	11,335百万円
売上原価（商品評価損）	156百万円
棚卸資産評価損	2,472百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価についての判断にあたり、過去の販売実績と費消の実態に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品種別に在庫年齢単位で分類されたグループごとの原価割れ販売実績率及び滞留商品の販売実績に基づく残存価値率等を用いて評価損失額または評価利益額を算定しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける恐れがあり、実際の原価割れ販売実績率及び残存価値率等が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当連結会計年度に計上した損失額を上回る損失額を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	674百万円
------	--------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する固定資産は、主に店舗の設備に帰属するものであり、兆候の判定にあたっては、各店舗のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。なお、一部、戦略的により広いエリアをターゲットとして展開する店舗については、当該エリアの共用資産としたグルーピングを行っております。

また、減損の必要性を評価するため、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

将来キャッシュ・フローによるこのような見積りは、実際の結果と大きく異なる可能性があります。経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける恐れがあり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年

度以降の連結計算書類の減損額において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,131百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	7,861,700株		一株		一株	7,861,700株
A種優先株式	1,500株		一株		一株	1,500株
合計	7,863,200株		一株		一株	7,863,200株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年8月23日 定時株主総会	A種優先株式	120	80,000	2024年 5月31日	2024年 8月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度に属する配当は、無配のため該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 35,000株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等や安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については、設備投資計画に基づき、必要な資金を主として銀行借入及び社債の発行により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各担当部門が、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、期間は原則として5年以内であります。変動金利による借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引により低減を図っております。

長期未払金は、設備投資に必要な資金を調達したものであり、返済期限は原則として5年であります。

なお、上記の営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 差入保証金	1,274	1,262	△12
資産計	1,274	1,262	△12
(2) 社債 (1年内償還予定を含む)	206	206	0
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	8,932	8,916	△16
(4) 長期未払金 (1年内返済予定を含む)	2	2	0
負債計	9,141	9,125	△15
(5) デリバティブ取引(※2)	4	4	—

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」(1年以内返済予定の長期未払金を除く)、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連(※)	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,262	—	1,262
資産計	—	1,262	—	1,262
社債 (1年以内償還予定を含む)	—	206	—	206
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	8,916	—	8,916
長期未払金 (1年以内返済予定を含む)	—	2	—	2
負債計	—	9,125	—	9,125

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等を基とした割引現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規調達・新規借入を行った場合に想定される利率を基とした割引現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率を基とした割引現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
書 籍	1,949
ニューメディア	1,068
S P I C E	7,036
本 部 仕 入	14,832
そ の 他	76
顧客との契約から 生 じ る 収 益	24,962
外部顧客への売上高	24,962

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) ④ 会計方針に関する事項 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2024年6月1日)	当連結会計年度期末 (2025年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,519	1,721
契 約 資 産	—	—
契 約 負 債	18	130

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

30円68銭

1 株当たり当期純損失

△556円98銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,594	流 動 負 債	7,157
現 金 及 び 預 金	1,549	買 掛 金	2,625
売 掛 金	1,729	短 期 借 入 金	320
商 品	11,282	1 年 内 償 還 予 定 の 債	62
前 払 費 用	49	1 年 内 返 済 予 定 の 債	2,751
関係会社短期貸付金	1,680	長 期 借 入 金	232
関係会社未収入金	1,253	未 払 費 用	315
未 収 入 金	21	未 払 法 人 税 等	23
そ の 他	31	未 払 消 費 税 等	274
貸 倒 引 当 金	△2	契 約 負 債	16
		株 主 優 待 引 当 金	29
		賞 与 引 当 金	12
		資 産 除 去 債 務	477
		そ の 他	18
固 定 資 産	2,088	固 定 負 債	10,490
有 形 固 定 資 産	607	社 債	144
建 物 及 び 構 築 物	600	長 期 借 入 金	6,181
そ の 他	6	退 職 給 付 引 当 金	124
		役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	450
無 形 固 定 資 産	175	預 り 保 証 金	16
ソ フ ト ウ ェ ア	140	資 産 除 去 債 務	807
ソフトウエア仮勘定	34	繰 延 税 金 負 債	0
そ の 他	1	関係会社事業損失引当金	2,765
投資その他の資産	1,305	負 債 合 計	17,648
関係会社長期貸付金	1	[純 資 産 の 部]	
関係会社株式	0	株 主 資 本	2,017
長期前払費用	25	資 本 金	2,330
差入保証金	1,274	資 本 剰 余 金	3,807
そ の 他	14	資 本 準 備 金	2,307
貸 倒 引 当 金	△10	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,500
資 産 合 計	19,682	利 益 剰 余 金	△4,120
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,120
		繰 越 利 益 剰 余 金	△4,120
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		新 株 予 約 権	12
		純 資 産 合 計	2,034
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,682

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2024年6月1日
至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,334
売上原価		15,560
売上総利益		3,773
販売費及び一般管理費		3,943
営業損失		△170
営業外収益		
受取利息	17	
仕入割引	27	
業務受託料	68	
違約金収入	43	
その他の	40	196
営業外費用		
支払利息	180	
営業外支払手数料	44	
その他の	12	237
経常損失		△210
特別利益		
新株予約権戻入益	3	3
特別損失		
棚卸資産評価損	2,472	
固定資産除却損	35	
減損損失	661	
関係会社事業損失引当金繰入	844	
その他の	24	4,037
税引前当期純損失		△4,245
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△4	0
当期純損失		△4,245

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2024年6月1日
至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金		
					繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,330	2,307	1,500	3,807	245	△0	6,383
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△120		△120
当 期 純 損 失					△4,245		△4,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△4,365	－	△4,365
当 期 末 残 高	2,330	2,307	1,500	3,807	△4,120	△0	2,017

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1	△1	15	6,398
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△120
当 期 純 損 失				△4,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5	5	△3	2
当 期 変 動 額 合 計	5	5	△3	△4,363
当 期 末 残 高	4	4	12	2,034

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 主として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～20年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法

③長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基

づき当事業年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しておりましたが、2017年7月31日をもって廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付引当金」として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。

⑥関係会社事業損失引当金

子会社の事業損失懸念に対して、事業年度末における関係会社純資産額に見合う、関係会社事業損失引当金を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断しているため、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、消化仕入など当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額等を控除した純額で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

③ヘッジ方針

取締役会において決定したリスク対応方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「預り金」(当事業年度は5百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 11,282百万円

売上原価（商品評価損） 163百万円

棚卸資産評価損 2,472百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「（会計上の見積りに関する注記） ①商品の評価」
に記載した内容と同一であります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 661百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「（会計上の見積りに関する注記） ②固定資産の減
損損失」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

—

長期金銭債権

9百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,416百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

19,140百万円

営業取引以外の取引による取引高

16百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,901株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は棚卸資産評価損、関係会社事業損失引当金、資産除去債務、役員退職慰労引当金、関係会社株式評価損、退職給付にかかる負債、及び減損損失で評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対応する除去費用です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ヴィレッジ ヴァンガード	所 有 直 接 100%	役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注1)	530	関係会社 短期貸付金	1,680
				受取利息 経営指導料 固定資産管理料 商品の卸売 (注2)	16 1,710 2,163 15,266	関係会社 未収入金	1,253

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額については、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は一般取引条件を勘案し、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	51円31銭
1株当たり当期純損失	△556円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 7月24日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市中区

指定有限責任社員

公認会計士

早 稲 田 智 大

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

公認会計士

堀 江 将 仁

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市中区

指定有限責任社員

公認会計士 早稲田 智大

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 堀江 将仁

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの2024年6月1日から2025年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月24日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 監査役会

常勤監査役 大 澤 弘 久 ㊟

社外監査役 坂 口 真 一 ㊟

社外監査役 春 馬 学 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査法人でありました爽監査法人は、2024年9月10日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2024年9月13日開催の監査役会において有限責任中部総合監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であります有限責任中部総合監査法人を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任中部総合監査法人を会計監査人の候補者とした理由は独立性及び専門性の有無等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

名 称	有限責任中部総合監査法人		
事業所の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目17番13号		
沿 革	2022年9月	設立	
	2023年1月	金融商品取引法の法定監査を受嘱	
概 要	構成人員数	社員	6名
		公認会計士	25名
		その他スタッフ	3名
		合計	34名

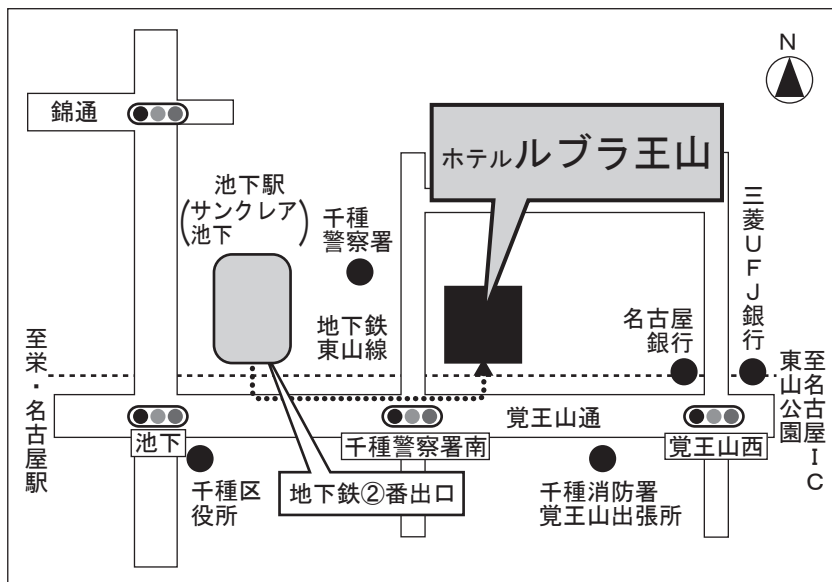
第2号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

2025年5月末日を持って、取締役佐々木敏夫氏が辞任いたしましたので、在任中の労に報いるため当社一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは取締役会に一任をお願いしたいと存じます。退任取締役の略歴は次の通りであります。

ふりがな 氏 名	略歴
ささき としお 佐々木 敏夫	2019年8月 当社取締役 就任
	2020年8月 当社常務取締役 就任
	2025年5月 当社常務取締役 辞任

以 上

株主総会会場のご案内図



会場 名古屋市千種区覚王山通 8-18
ホテル ルブラ王山 2階 金鯢

交通 地下鉄東山線「池下駅」②番出口より東へ徒歩3分
*ホテルの有料駐車場は台数に限りがあり、駐車できない
場合がございますので、なるべく公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。